

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№487
2011・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

旭市現地調査と仮設住宅法律相談—弁学合同部会震災プロジェクトチームの取り組み…… 森 直美
原爆症認定集団訴訟を通じて福島第一原発事故を考える…… 森 孝博
アスベストによる二次被害を防ぐために—震災被災地のアスベスト実態調査に参加して…… 小川杏子
宮城県における復旧・復興…… 菊地 修

裁判員裁判の実相⑰

□「三年後検証」に向けた日弁連意見書(案)についての所感…… 立松 彰
権力の意向に沿わない発言は処罰されても構わないのか…… 平松真二郎
—板橋高校威力業務妨害事件・最高裁判決
光市事件弁護団への懲戒扇動事件に対する損害賠償訴訟最高裁判決について…… 足立修一
地裁の不当判決をはね返し逆転勝訴の高裁判決…… 下迫田浩司
—飛翔館高校(近畿大学泉州高校)解雇事件
2011年度第2回常任委員会(青森)を開催…… 青法協弁学合同部会
□改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を求める決議



ザンビアの子ども

旭市現地調査と仮設住宅法律相談

弁学合同部会震災プロジェクトチームの取り組み

東京 森 直美

八月二十七日(土)・二十八日(日)に、東京支部の夏合宿を兼ねて弁学合同部会震災プロジェクトチームの千葉県旭市の震災被害実態調査と仮設住宅での法律相談に参加しました。私は、被災地や避難所における法律相談活動に参加しことがなかったため、これから被災者支援活動に参加する契機になればと考えたこと、岩手・宮城・福島以外の震災被害の実態についてほとんど知らなかったことから、参加することにしました。

一 旭市の震災被害実態調査

(1) 旭地区仮設住宅

まず、元銚子市市議会議員の吉田さんに、旭地区の仮設住宅を案内していただきました。旭地区には五〇戸の仮設住宅がありました。他方、最後に訪れた飯岡地区の仮設住宅は一五〇戸で、集会所も二部屋ありました。仮設住宅は何も遮るものがない広い運動公園の中に建っていて、夏は暑さが冬は寒さが堪えそうな印象を受けました。

実際にも、仮設住宅への入居が始まって早々に入居者から寄せられた要望は、玄関ドアに網戸を設置することだったそうです。仮設住宅入居後の光熱費は入居者の自己負担になりますが、網戸にすれば、エアコンを付けなくても部屋の窓から風

が抜けて夏の暑さが幾分しのげるからです。

(2) 液状化被害地区(椎名内地区)

次に、液状化被害にあった日の出保育所を案内していただきました。保育所の教室は広くて数も多く、建物自体は頑丈そうな立派なものでした。

しかし、建物の土台部分を見ると、液状化による地盤沈下のため、建物の柱や階段と地面が離れて空洞ができていました(写真)。外廊下も端か





飯岡地区の被害状況。写真上は、津波で引きちぎられた橋（右側）と橋が架かっていた跡（左側）、写真中央は、津波で倒壊した家があった敷地（手前）。基礎部分を残すだけとなっている。写真下は、飯岡漁港の瓦礫置き場。畳、ベッドマットなどが分別されている。

ら端まで建物に平行して亀裂が入っており、建物の片側二面の敷地が地盤沈下したことが分かりました。建物自体に目立った損傷がないように見えるだけに、液状化によりできた地盤の空洞を埋めて何とか元に戻せないものかと歯がゆくなりました。

日の出保育所の門の傍の掲示板は、三月の行事予定が掲げられたままになっていました。

(3) 津波被害（飯岡地区）

旭市を襲った津波は、東からではなく、九十九里を回り込んで西側から押し寄せたそうです。津波の速度は海が深いほど早く、遠浅の地形にぶつかるとそのエネルギーが増大するそうです。目の前に遠浅の海底が広がる旭市は七・六メートルにも達する津波に襲われ、二三名死亡、二名行方不

明、住宅七六二棟が全半壊という甚大な被害に遭いました。

飯岡地区へ行く途中の海岸沿いでは、津波で引きちぎられた自転車用道路の橋を見ました。また、飯岡地区では、被災者の方から、建物の基礎部分が残った空き地を前に、なだらかな堤防を乗り越え勢いを増した津波が上から家屋を潰したという話を伺いました。無数の家屋が津波に流され

る映像はテレビで何度も観ましたが、津波が家屋を上から潰すという現象は想像の域を超えていました。

(4) 瓦礫置き場(飯岡漁港)

瓦礫置き場では、旭市市議会議員の太田さんから瓦礫処理の見通しと今後の問題点について伺いました。

現段階ではある程度の分別が進んでいるが、震災直後は瓦礫も下水から溢れた汚物もすべて一緒に同じ所に収集されていたので、悪臭がひどく、周辺住民からの苦情対応に追われたということでした。

旭市では、約一〇トンの瓦礫を処分するのに二〇億円程度の費用がかかると見積もっています。激甚災害法により瓦礫処理のために国から補助金が出るとしても、瓦礫処理に伴い不可避免的に派生する費用がどこまで保障されるのか分からないこと、市が瓦礫処理の費用を一時的には立て替えねばならないことから、財政的に厳しい旭市には負担が重くのしかかり、復興の妨げになりかねません。

今後、復興のために法の不備をどのように補っていくのか、法律家や税理士など多方面の専門家も協力して知恵を絞っていく必要があると思いましたが。

二 法律相談

(1) 概要

八月二十七日(土)は飯岡地区仮設住宅集会所で、二八日(日)は飯岡地区仮設住宅集会所と旭地区仮設住宅集会所に分かれ、「何でも相談会」と銘打って法律相談を実施しました。「何でも相談会」と銘打っただけあって、二日間法律相談のうち、震災関連の法律相談とそれ以外の法律相談の比率は六対四程度でした。具体的には、震災関連の法律相談としては、相続問題、離婚問題、親族問題、権利証の滅失、工作物責任、被災建物の再築、生活再建という内容でした。震災関連以外の相談としては、債務不存在確認、離縁問題、境界確定、多重債務、失踪宣告、騒音被害がありました。

(2) 仮設住宅における法律相談の課題

私は、二七日(土)は飯岡地区、二八日(日)に旭地区で法律相談に先輩方と一緒に参加しました。どちらの相談もまたま震災関連の相談ではありませんでしたが、旭地区の相談を受ける時に、今後、仮設住宅における法律相談の課題となる出来事がありました。

旭地区の仮設住宅では集会所が一室しかなく、

私がお話しを伺った相談者の女性が他の人と同じ部屋で話すのは絶対に嫌だ、芝生の上でも公園のベンチでもどこでもいいからすぐに話を聞いてほしいと訴えられました。仮設住宅では、限られたスペースに多くの世帯が密集しているので、自然と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今後の仮設住宅における法律相談ではプライバシー保護のため、仮設住宅に近い公共施設の協力を得るなどの工夫が必要になると思いました。

三 所感

旭市は津波被害、液状化被害のほかに、ハウレソンウなどの農産物に放射性物質が検出され一時出荷制限が実施されるという放射能被害にも見舞われました。旭市市議会議員の太田さんは、旭市の被災状況は東北三県の被災地に比べると被災規模が小さいので、瓦礫処理などの復興の進捗状況も幾分早く、その分、復興にともなう法的問題や財政的問題が他の被災地より早く顕在化する、旭市で悩み解決した問題を他の被災地へフィードバックさせたいとおっしゃっていました。

私たちも旭市の復興をお手伝いするなかで被災地全体の復興のために学ばせていただきました。

原爆症認定集団訴訟を通じて 福島第一原発事故を考える

東京 森 孝博

原爆症認定集団訴訟において、原爆放射線の人体に対する影響が大きな争点となってきた。殺人兵器である原爆と原発を単純に同一視することはできないが、ともに人体に極めて有害な人工放射性物質を産み出すものであり、現在進行中の福島第一原発事故においては、膨大な量の放射性物質が環境中に放出されるという事態に至っている。しかも、広島・長崎と比較して、福島第一原発事故において放出された放射性物質は長半減期のものが占める割合が多く、今後長期かつ広範囲にわたって今回の事故による放射線被害が懸念される。

もともと、放射線の人体に対する影響については科学的に解明されていない部分もあり、そのようなかで私たちがどうすべきかを考えていくにあたって、原爆症認定集団訴訟における教訓が重要な意味を持つてくると思われる。そこで簡単ながら同訴訟の概略を述べた上、若干の私見を述べさせていたたく。

一 原爆症認定の対象とは

まず、原爆症認定の主な対象は、放射線の晩発性障害と呼ばれるものであり、代表的なものとしては、がん・白血病・白内障・心筋梗塞・肝機能障害・甲状腺機能低下症などがあげられる。

これらの疾病は放射線被曝以外の要因によっても生じうるが、晩発性障害の発症には期間を要するため、必然的に放射線とそれ以外の発症要因が複雑に絡み合うことになる。その上、非特異的であり、現代医学をもってしても、その疾病を見ただけでは放射線によるものか否かを判別することができない。

二 国による原爆放射線被害の矮小化

このため、放射線と晩発性障害発生との関係は疫学(統計的処理の方法)を用いて把握するしかないが、両者の間の傾向までしか把握できないといった限界がある。

それに加え、原爆傷害調査委員会(ABC)・放射線影響研究所(放影研)が長年にわたって行ってきた被爆者の疫学調査は、初期放射線(原爆爆発二分以内に被爆者に到達した放射線)による外部被曝しか対象としていなかった。つまり、残留放射線(福島第一原発事故で大きな問題となっている放射性降下物から放出される放射線もここに含まれる)や内部被曝の存在はほぼ無視されていたのである。

そのほかにも様々な問題点があるにもかかわらず、国は原爆症認定訴訟において、前記疫学調査を絶対視し、実施した疫学的知見の範囲外では被

爆者に生じた疾病の放射線起因性は認められないとして、原爆放射線の人体に対する影響をできるかぎり小さなものとする主張を繰り返してきた。

このような国の主張の背景には、アメリカの核兵器に依存する政策や原発推進政策に関連して放射線による人体への影響を小さく見せようとする意図や、戦争被害受忍論を基礎に一般戦災者との均衡を理由として原爆症認定の対象を限定し戦後補償費用を抑制しようとする意図があると考えられる。なお、現在、政府が避難指示等で参考になっている国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告の基礎となつている最大のデータも上記の放射影研による原爆被爆者の疫学調査である。

三 原爆被害の矮小化を許さない たたかい

前記のような国の主張に対し、多数の原告被爆者の証言等により、被爆直後から現在まで続く原爆被害の実態を明らかにするとともに、多くの専門家の協力を得て、国のいう科学ではそのような被害実態を説明できないこと、その非科学性を明らかにしてきた。

そして裁判所も、国側の主張の問題点を理解し、被爆の実態を基礎にすえ、被爆直後から現在に至るまでの健康状態等を総合して判断し、二〇

〇六年五月二二日の大阪地裁判決を皮切りに、全国各地の裁判所で相次いで原告勝訴判決を言い渡してきた。このなかで、国が頑なに否定してきた残留放射線による被曝、内部被曝の存在、放射線による人体への長期にわたる悪影響が認められてきたことの意義は大きい。

四 科学的未解明を前提とした施策を

もつとも、原爆被爆者の調査において、残留放射線や内部被曝による人体影響が完全に解明されたとはいえず、現在、福島第一原発事故で大きな問題となつている低線量放射線の長期的被曝、とりわけ持続的な内部被曝による人体影響については未解明な部分が多い。しかし、すでに福島県を中心とした広範囲にわたる放射能汚染が発生し、それが収束していないという現実がある。そして、原爆被爆者において、時間の経過や医学の進歩とともに様々な疾病への原爆放射線の影響が確認されてきたように、将来、今回の事故による放射線被曝によって多くの疾病の発症がもたらされることが懸念される。

そのような状況の下において、現在の科学的知見を絶対視し、それで物事を割り切つて考えるのでは原爆症認定行政と同じ過ちを繰り返すことになる。原爆放射線による人体影響の科学的未解明

を前提に、実態の早期かつ十分な把握に努め、実態を基礎にすえて絶えず適切な施策を模索していかなければならないと考える。

そのためには、原子炉の状況をはじめ環境中に放出された放射性物質やその拡散状況などを、東京電力や国に、よりきちんと情報開示させることが必要である。

また、起こりうる疾病の予防・早期発見の観点から、プライバシー等に配慮しつつ、長期間にわたる健康調査や健康管理、さらには発症した疾病に対する治療や生活支援、補償等の施策を講じる必要がある。その際、「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」（被爆者援護法）は、不十分なから放射線被曝に生じた長期的な健康被害に対処するための施策として参考になると思われる。

五 加害責任の明確化を

もつとも、被爆者を中心とした戦後の運動等を通じて勝ち取つてきた被爆者援護法によつても、いまだに不十分な援護施策がなされていらない。同法に基づく原爆症認定に至っては、厚労省は相次ぐ敗訴にもかかわらず、原爆症認定行政の抜本的な改善を拒否し続けている。このような国の姿勢の根本には、国の戦争責任の否定、国家賠償の拒否がある。

そして、今回の福島第一原発事故においても、原発の危険性をあえて無視してきた東京電力や国などから、はやくも「想定外」などと言った責任拒否ともいえる発言がなされている。

責任の所在を曖昧にしたままでは、完全賠償も再発防止も実現しえない。今回の事故で生じた被

害をきちんと賠償させ、二度と原発事故を繰り返さないために、東京電力と国などの加害責任を明確にすることは不可欠であり、そのために私たち法律家が果たすべき役割は大きいと考える。

なお、紙面の都合でごく一部しか紹介することのできなかった原爆症認定集団訴訟の詳細は、二

〇一年八月六日に刊行された原爆症認定集団訴訟・記録集刊行委員会編「原爆症認定集団訴訟 たたかいの記録」(大江健三郎氏ご推薦)に貴重な資料とともに収録されていますので、ぜひ一読していただければ幸いです。

アスベストによる二次被害を防ぐために

―震災被災地のアスベスト実態調査に参加して

東京 小川 杏子

三月二日に発生した東日本大震災の被災地では、ガレキに含まれているアスベスト(石綿)による健康被害の危険が指摘されている。アスベストは、これを吸入するとおよそ二〇年から四〇年という長い潜伏期間を経て石綿肺、肺ガン・中皮腫を発症させ、特に、少量曝露であっても中皮腫を引き起こすおそれのある非常に危険な発ガン物質である。

二〇〇六年にはその使用が全面的に禁止される

に至ったが、耐火性・耐熱性に優れ、かつ安価であったことから、建材として多く使用されてきた。

そのため、既存建築物に使用されていたアスベストが地震と津波により露出し、撤去作業にともないアスベスト粉じんが飛散して、作業者や住民に重大な健康被害が生じることが懸念されているのである。

私自身、首都圏建設アスベスト訴訟に携わって

いることもあり、被災地のアスベスト問題の実態を知るべく一度現地に出かけたいと思っていた。そのような折、全国じん肺キャラバン実行委員会のアスベスト小委員会主催の実態調査(七月二日～二日)の話があり、一部行程に参加したので、以下報告させていただきます。

※全国じん肺キャラバン実行委員会……全国のじん肺闘争の原告団、弁護団、支援団体で構成される委員会

【主な行程】

- 一日目…東京↓仙台↓石巻市内視察↓塩釜港視察↓松島
- 二日目…松島↓宮城県庁要請↓一ノ関↓陸前高田市内視察↓一ノ関↓盛岡
- 三日目…岩手県庁要請↓盛岡↓東京

一 現地調査（陸前高田市）

行程二日目の午後、陸前高田市を訪れた。JR一ノ関駅からレンタカーで山間部のルートを移動すること約二時間、沿岸部に近づくにつれ、津波で押し流されてきたと思われる流木や車、分断された橋桁などが目に入ってきた。さらに移動して沿岸部に出てショックを受けた。視界に広がったのは、わずかに残った鉄骨造建物とガレキ以外のものは何もなく、とてもそこに町があったとは思えないような光景であった。カーナビの指示に従い、町の中心である駅の付近で車を降りたが、そこには駅舎らしいものは何もなく、曲がりくねって分断されている線路の存在から、たしかにそこに駅があったことがうかがわれた。少し先に見える海岸線は五〇〇メートルほど陸側に移動したとのことであった。

ガレキの撤去状況については、沿岸部は、木材、鉄、車などに一応は分類されて山積みになされている

だが、沿岸部から少し離れて山側に移動すると、撤去作業すら手つかずで、建材、車、日用品などが津波で押し流されたままの状態で散乱していた。その中には、スレートの破片など、おそらくアスベストが使われているであろうと思われるものがあちこちに見られた。

しかし、現場で撤去作業にあたる作業員の方たちは、ほこりが舞う中、そのほとんどがマスクを着用していなかった（私たちは簡易マスクを着用して視察した）。作業員の話によれば、自治体から、一応はマスクの着用を促されるが、会話がしにくいことや暑さのために外してしまうとのことであった。アスベストの危険性の周知徹底と現場における危険性の認識が不十分であることを感じた。

二 県庁要請

行程二日目に宮城県庁、三日目には岩手県庁に赴いた。それぞれ被災地のアスベスト問題の実態と対策について聴き取りを行うとともに、粉じん曝露防止対策等の要請・意見交換を行い、義援金の受け渡しを行った。いずれも廃棄物処理担当課の職員に対応していたのだが、各県とも現状把握と対策はほぼ同様の状況で、極めて不十分なのであった。

まず、職員の方の話によれば、



宮城県庁に要請する調査団（7月11日）

○ガレキ撤去については、国のプラン（三年を目処に廃棄物を処理する方針）に基づいて進めている

○アスベストの環境モニタリングについては、環境省が数カ所で実施しているが、県としては実施していない

○建築物へのアスベスト使用は、吹き付けがなされた鉄骨造建物は把握しているが、それ以外の

宮城県における復旧・復興

宮城 菊地 修



用途の使用状況はわかっていない

○粉じん曝露防止対策は、厚労省のカリキュラムに従い周知しているが、強制には限界がある

○ボランティア関係は担当課が異なるので、マスク着用の周知徹底が困難である

などであり、県としての問題意識がまだまだ低く、実態調査も極めて不十分であると感じた。

次に、こちら側から、国任せではなく県としても早急にアスベストの環境モニタリングを実施すべきであること、粉じん曝露防止対策、特に、防じんマスクの着用を義務付けるよう要請した。また、マスクの着用は個々人の意識によるところが大きい。現場の作業員やボランティアに対し、アスベストの危険性についての教育、特に目に見えない粉じんに無意識のうちに曝露すること、しかも少量曝露であっても中皮腫が発症することな

どをしつかり周知すべきであることを要請した。

三 おわりに

私たちが訪問した時期は、震災からちょうど四カ月目であったが、震災の爪痕は相当なものであり、いつ完全に復旧するのか見通しが立たない状況であった。また、アスベストの問題については、想像以上に現場の問題意識と対策が不十分であることがわかった。

震災以降、放射能の影響が深刻な問題として連日とりあげられている。

放射能による被曝の恐ろしさは論を待たないところであるが、今回同行した医師の話では、少量曝露であってもガンが発症するという意味においては、アスベストのほうが危険であるともいい得

ることであった。

復旧作業が喫緊の課題とされている今、安全衛生対策は後回しにされがちである。しかし実際に撤去作業に携わる人は、知らぬ間にアスベスト粉じんに曝露している可能性がある。私は首都圏建設アスベスト訴訟に携わる中で、何も知らずにひたすら働き続けた結果、二〇年も後になって肺ガンや中皮腫に罹患し、壮絶な闘病生活を送って亡くなっていく人を何人も目の当たりにしてきた。

今回の大震災により、決してこのような二次被害を出してはならない。もっとも、被災した現地の自治体や県が実施できることには限界がある。今後、東京での官庁要請の際には、こうした現地の実態を伝え、国としてきちんと対策をとるべきことを申し入れることで、微力ながら被災地のアスベスト被害の防止に尽力したいと思う。

一 あの日は

パソコンで起案中事務員に用件を伝えるため席を離れたその瞬間、激震が襲った。立っていることができず、机の下にもぐりひたすら揺れが収まるのを待ったが、全然収まらない。事件ファイルが落ちてくる、物が落ちてくる。「プチッ」と音がして停電になる。揺れの時間が異常に長い。思わ

ず叫んだのが「なんじゃ、こりゃー」。この世の終わりかと思った。

揺れが一応収まって妻や娘たちに電話するがつながらぬ。業務打ち切りを決め、事務所全員帰宅することにした。当然、歩いて帰ることになる。途中で無情の雪が降ってきた。手をさすりながら自宅めざしてひたすら歩いた。自宅マンションに着き、中に入って凍りついた。三女の机の後ろにあったタンスが倒れて三女の椅子と机を直撃している。思わずタンスと机の間に手を入れ、「いるのか!?大丈夫か!」と叫んだ。そこに三女はおらず胸をなでおろした。もちろん、家の中はむちゃくちゃだった。

そのうちメールが繋がるようになり、妻と三人の娘は近くのコミュニティーセンターに避難していることが分かった。しかし恥ずかしながら、場所が分からない。自分がいかに地域情報に疎いかを痛感した。真つ暗な中を妻とメールのやりとりをしながら、ようやくたどり着くことができた。とにかく寒かった。ふと空を見上げると、これまで経験したことのない満天の星空だった。

コミュニティーセンターで家族全員の無事を確認し、このときほどうれしいことはなかった。ここでは多数の住民が避難し、足を伸ばすことも寝返りを打つこともできず、ひっきりなしの余震もあって、一睡もすることができなかった。

その一方で、その間県内沿岸部を中心に未曾有の事態が進行していたのである。

二 宮城県内の状況

東日本大震災は宮城県にも甚大な被害を及ぼした。宮城県内の死者は九三九七人、行方不明者は二二八五人、県内二六カ所の避難所にまだ二七二人が避難生活を送っている(二〇一二年九月八日現在)。

宮城県内の現在の状況を一言で言うと、いまだ救助の段階にあり、とても「復興」どころではない、ということである。

前記のとおり避難所にはまだ多数の避難者がいるし、仮設住宅に移っても、移ったとたんに食料支給は打ち切りになる。光熱費は自己負担。義援金の配分も遅々として進んでいない。仮設の多くは山奥など辺鄙なところにあるため、周りにお店がない。高齢者人居なのに仮設がバリアフリーになっていない。光熱費節約のためにエアコンを使わず熱中症になる人が多くいる。また、様々な事情で避難所に入れない人が車中生活を送っている。例えば、避難所ではペット禁止なのでペットを抱えた人は必然的に車中生活になる。津波からペットを抱えて命からがら逃げてきた人にペットを捨てるとは言えない。仮設でも近隣の同意とか

室内で飼う等の厳しい要件がある。高層マンションに住んでいた人が震災PTSDになり自宅に戻れないで車中生活を送っている。行政に避難所への入居を求めても、自宅がある人は対象外として拒否されている。ご承知のとおり、車中生活はエコノミー症候群、熱中症により死の危険を伴う。厚労省の通知にもかかわらず、生活保護世帯が義援金をもらおうと保護が打ち切られている。宮城県でも稲わら・肉牛からセシウムが検出され、今後農産物一般に拡大することが懸念される。仙台市等の宅地地すべり被害も深刻である。そのほか、マンション被害問題、震災便乗解雇問題、漁業権・水産特区問題、女川原発問題(あと二歩で福島原発と同様の事故が起こっていた)など課題は山積している。

三 宮城県の「震災復興計画」

しかるに宮城県は、前記課題についてほとんど有効な手立てを打ち出せていない。その不作為、無能ぶりは糾弾に値する。

他方、宮城県は八月末に震災復興計画をまとめたが、目玉は「農業の大規模化・集約化」、「漁港の集約化・水産特区の導入」(若干トーンダウンしたが)、「職住分離(高台移転)」である。村井宮城県知事のこの間の発言と合わせ考えると、住民不

在の「上から目線」の復興計画であり、いわゆる構造改革を震災を奇貨としてこの宮城県で実現しようとするものである。また、前記計画には復旧・復興が被災者の権利であるとの視点、被災者・住民の意思にもとづくとの視点がまったくない。これは致命的欠陥である。その代りあるのは、「単なる復旧にとどまらない再構築」とのキーワードである。これは、阪神・淡路大震災のときの「単なる復旧ではなく創造的復興」のスローガンと同じである。阪神・淡路のときは、このスローガンの下、神戸空港、立派な商業施設などハコモノ作りに終始し、住民は周辺の仮設住宅、復興住宅に追いやられ、そこで孤独死が多発した。この宮城県で同じ失敗は絶対避けなければならない。

四 復旧・復興の視点

基本は三・一一以前の生活、事業の再開である。それが無理でも、被災者の意思にもとづく復興である。また、復旧・復興は憲法上の権利である。憲法前文、一三条、一六条、二二条、二五條、二九條、九二條等にもとづき、被災者は元の場所での住宅を再建する権利、元の場所で事業・生産を再開する権利(自由権的側面)、復旧・復興に当た

り国や自治体に必要な援助(例えば二重ローン解消)を求める権利(社会権的側面)、国や自治体の「復興計画」、「まちづくり」に参加し意見を表明する権利(参政権的側面)がある。

五 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

二〇一一年五月二九日、県民四〇〇名の参加で東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター(以下、センターという)が設立された。医師・弁護士・建築士・学者・市民団体・労働組合・議員等で構成され、私はその事務局長である。村井県政の上から目線の復興構想に反対し、被災者・被災地が主役の復旧・復興をめざし、日夜奮闘している。

これまで、宮城県等に対し各種の要望書を提出したり、七月三日に石巻市で漁業権・水産特区を考える集会(三五〇名参加)、八月二日に県庁前怒りのリレートーク、仙台市民の広場で県民大集会・デモ行進(三〇〇名参加。漁協の大漁旗が市街地にはためいた)の開催、八月二日にセンターとしての提言を発表、地すべり被害者ネット、肥育農家被害者の会を立ち上げるなどの活動を展開

している。

今後、九月一日には県民復興会議、一〇月一日には自由法曹団宮城支部と共催で女川原発を考える市民集会、一〇月八・九日には全国対連(災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)と共催で岩手・福島・宮城三県の交流集会、一〇月二五日には原発被害完全賠償、女川原発撤退を求める市民集会(仮称)・デモを企画している。

センターは今後とも被災者・被災地が主役の復旧・復興に向けてさらなる活動を行っていく。皆様のご支援(とくにカンパ)をお願いします。

カンパの振込先

口座記号 0228017125974
加入者名 東日本大震災復旧・復興支援
みやぎ県民セン



「三年後検証」に向けた日弁連意見書(案)について

司法改革問題対策委員会
委員長 立松 彰

日弁連裁判員本部の三年後検証小委員会がとりまとめた「裁判員法附則第九条に基づく検討に関する意見書(案)」及び「刑事裁判における評決要件に関する意見書(案)」と二つの意見書(案)が、七月一日付で、回答期限を一〇月一八日として日弁連から各単体会及び関連委員会に意見照会されている。意見照会結果などを踏まえ、本年二月までに最終的な意見書案を取りまとめ、二〇二二年二月の理事会で承認を得て、三月末までに法務省等に提出する予定とされている。ここでは、「三年後検証」のための日弁連意見書のとりまとめのあり方という観点を中心に、意見を述べる(juchan)。

一 意見書(案)の論点項目について

(1) 小委員会がとりまとめた論点項目は、以下の七項目である。

① 被告人側に公判前整理手続に付すこととの請求権を認める法律改正

② 公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大
③ 公判前整理手続における証拠開示規定の改正

④ 公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設

⑤ 裁判員等に対する説明に関する規定の改正

⑥ 裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設

⑦ 評決の要件

(ア) 死刑判決についての全員一致制
裁判所法第七七条第一項及び裁判員法第六七条を改正し、死刑判決について全員一致制を導入すべきである。

(イ) 死刑判決以外の刑事裁判における評決要件の改正
(裁判所法の改正を伴う改正案と裁判員法のみ改正案がありうる)

(2) このうち①から⑥は、「裁判員法附則九条に基づく検討に関する意見書(案)」としてまとめられている。

裁判員裁判の実相

17

この意見書(案)の「意見の趣旨」は、「第一裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び刑事訴訟法の改正」「第二 裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設」「第三 被告人側の防御権を保障するための刑事施設及び留置施設における運用改善」からなる。第三項は、「既に日弁連の意見となっているが、運動を進めるため、再度本意見書に盛り込んだもの」とされている。

また、第一項⑥と第二項は「裁判員等の心理的負担の軽減」の項目であるが、前者では、裁判員法を改正して裁判所に「適正な措置を講じなければならぬ」という努力義務を定めること、後者では、これを受けて細則内容を規則で定める場合の具体例を、それぞれ提案している。

⑦の「評決の要件」については、裁判所法の改正という形をとるため、別立てで「刑事裁判における評決要件に関する意見書(案)」としてまとめられる。内容は、死刑判決の場合の全員一致制及び有罪要件としての特別多数制を提案するものであり、前者の根拠として、「誤判防止の観点」「死刑の適用基準の公平化、客観化」「裁判官、裁判員の負担軽減」などを指摘している。

二 「意見の一致をみた論点」のみ取り上げることへの疑問

(1) 論点整理から大幅に減少した論点

小委員会(案)は、意見書(案)とりまとめに先立つ一年前の二〇一〇年七月に「裁判員法附則第九条に基づく検証のための論点整理」を公表していた。この「論点整理」は、日弁連から同年九月二三日付で各単位会にも送付(意見照会)されたが、裁判員法制定以前から議論されていた裁判員制度の骨格に関わるものも含め多くの論点が網羅されていた。

しかし、今回の意見書(案)の論点は大幅に減少した。それは、小委員会において賛否の分かれた論点はふるい落とし、「概ね意見の一致をみた論点」のみを取り上げているからである。例えば、①被告人の選択権、②対象を否認事件に限定、③裁判員の量刑関与の排除等の重要論点は姿を消している。

(2) とりまとめ方についての方針の変更?

今回の意見書(案)には、小委員会委員長名義の「三年後検証小委員会における議論経過」なる書面(以下、「議論経過」という)が添付されている。

極めて異例のことである。

これによると議論の経過は次のとおりである。

①当初は、「広く日弁連の意見を反映したものにした」との執行部の意向により、刑事関連委員会の委員の参加を得ることにした」とされ、一〇の委員会から委員が参加、②小委員会発足以前の「三年後検証PT」の論点整理をベースに、小委員会で議論する論点を整理、③次いで、小委員会各論点に関し「それぞれ二回程度、自由な意見交換を行った」(ただし、議論に入った段階で議論の対象項目が九項目程度に整理・縮小されている)、④そして、小委員会において「概ね意見の一致を得ることができると思われるものについて……(略)……さらに、小委員会での議論を行」い、⑤こうした経過を経て、第二回小委員会(二〇一一年六月三日)で「各委員の概ね一致する意見でまとめた」のが本意見書案とされている。

しかし、①の「広く日弁連の意見を反映したものにしたい」との説明と、④の「概ね意見の一致を得ることができると思われるもの」について検討すること、あるいは、⑤の「概ね一致する意見」でまとめるこの方針は、矛盾するように思われる。どの段階で、誰の判断で方針が変更されたのであるか。それとも、①は広く「委員」を集約することを意味し、他方、④⑤は広く合意のできる「意見」を集約することを意味しているにすぎないの

であって、実は両者は矛盾しない、つまり、はじめから④⑤の方針は決っていたのであろうか。

(3) 重要論点の脱落

ともあれ、こうした「概ね」とは言え「意見の一致」を前提とする手法を採れば、当初の論点整理から多くの論点が脱落するのは当然である。各委員に、言わば「拒否権」を与えるようなものだからである。先の「議論経過」によると、「被告人の選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点についても意見を交換したが、賛否が分かれ、結論は出せ」なかつたとされ、また、裁判員の量刑関与については、「量刑関与を外すべきとの意見と、量刑にも市民のチェックが必要との観点から現行制度を維持すべきとの意見があり、結論を出すに至らなかった」とされている。

(4) 「三年後検証」のあり方として

しかし、「概ね意見の一致」を前提とする小委員会の対応は、「三年後検証」の方向性、あり方として大きな疑問がある。被告人の弁護権・防御権の保障という観点からみた裁判員裁判の問題点を、現状認識(分析)と検討項目(対策)として幅広く意見書に盛り込み、国民的議論をおこすとともに、政府の「検討の場」において検証させることに「三年後検証」の本来の意義があるはずである。

(5) 守秘義務の下における検証の可否

ところで、広範な守秘義務の規定により、評議における裁判官の説示、評議のすすめ方、意見の具体的な取り扱われ方、証拠評価の方法などについては、国民がほとんど何も知り得ないまま制度が運営されている。このように評議の実情が不明な状態では、裁判員制度についての検証すら十分に行うことができないのが実情であり(無罪判決においても、評議において裁判員と裁判官がどのような意見を述べ、それが裁判官によりどのような意見集約されていたかは不明である)、そうした状況の下で、「概ね意見の一致をみた」論点のみ限定し、「意見の一致をみなかった」論点を排除するのは、「見直し」自体の放棄になりかねない。

三 現状認識について

(1) 裁判員裁判は「円滑に実施」されているか

二つの意見書(案)には、裁判員裁判の現状分析、現状認識の記載がほとんどない。わずかに、「附則九に基づく検討意見書(案)」の「1 はじめ」において、「裁判員制度及び公判前整理手続は全体的に概ね円滑に実施されてきたと思われる」

また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設」では、「課題はあつたものの、刑事裁判が、口頭主義、直接主義の原則に忠実になってきていることや、裁判員等が同じ市民として、被告人の今後の更生や行刑に深く思いを寄せたと感じる判決が増加するなど、一定の成果があつたと考えられる」と問題点の指摘のないまま極めて楽観的にまとめられている。

しかし、これが「概ね意見の一致」した認識といえるのか、大きな疑問がある。たしかに、裁判員の負担軽減を理由に公判審理は大幅に短縮され、審理計画通りに進行し、検察や裁判所からすれば「円滑に実施」されていると評価しうるであろう。

しかし、こうした公判審理の現象面の「円滑さ」は、弁護側の犠牲の上に成り立っており、適正手続や被告の弁護権・防御権からみた疑問が担当弁護人から寄せられるケースは少なくない。そして、裁判員裁判の実情をみるに、①厳罰化、重罰化への傾斜、②被害者等意見陳述の量刑等に与える過剰な影響、③少年逆送事件における少年法理念の欠落した審理、④裁判官が公判前整理手続で予断をもつ弊害、⑤控訴審における無罪判決の破棄など検討課題は多々存在する。

加えて、守秘義務のために評議の実情がほとんど分からない中で、「円滑な実施」と評価するには著しい困難を伴う。

(2) 現情分析(認識)の欠落

そもそも、意見書(案)に盛り込まれた論点項目の理由にも、現情分析はほとんど見られない。

例えば、手続二分論についての説明では、その導入目的について、「公訴事実等を認定するための証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の認定に影響を与えることを防止するため」とされ、続いて、「このことは裁判員裁判に限らず刑事裁判全般に妥当するが、刑事裁判の経験のない市民が加わる裁判員裁判においては、特に各局面における審理のテーマを明確にすることが望まれる」とされている。

しかしこの説明からは、刑事裁判の審理のあり方という、いわば理念として主張されているのか、それともこれに加え裁判員裁判の現状に重大な弊害がみられるので二分論を採用すべきとしているのか不明である。また同様のことは死刑の評決要件についてもあてはまる。二〇一二年六月三〇日に千葉地裁で千葉大生殺害事件について死刑が宣告され、裁判員裁判における死刑判決は八例目となった。では、今回の死刑判決の全員一致制という提案が、理念として主張されているのか、それと

も死刑八件を検討するなかで多数決による死刑判決が下されている可能性があるという問題意識から提案されているのか不明なのである。

四 日弁連の意見集約について

本稿執筆中に「自由と正義」とともに届いた委員会ニュースに刑事法制委員会ニュースが含まれ、「裁判員制度三年後検証に向けての問題点」が記載されている。これによると、「現在、委員会意見として正式にまとめるには至っていないが」としつつ、「これまで話し合われた論点を紹介している。

そこでは、①被告人側に選択権を認める、②市民参加は事実認定に限定する、③公判手続を事実認定と量刑に二分する、④少年逆送事件は対象から外す、⑤区分審理制度は許されるか、⑥現行の被害者参加制度の見直し、⑦公判前整理手続と公判は別の裁判官の担当とする、⑧公判前整理手続の見直し、⑨証拠開示の拡大、⑩裁判員への「説示」を法制化する、⑪評議の客観的ルール・中

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

問評議、⑫評決は現在の多数決制でよいか、⑬守秘義務規定の見直し、⑭上訴制度の見直し等の七項目があげられている。

今後、各単位会や関連委員会から多様な意見書が提出されると思われるが(なお、少年逆送事件については、日弁連子どもの権利委員会が二〇一二年六月二日付で「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」をまとめている)、司法制度に責任ある立場の日弁連としては、「三年後検証」の意義に見合った、幅広い論点を盛り込んだ問題提起をすべきである。

裁判員裁判の実相

17

権力の意向に沿わない発言は 処罰されても構わないのか

板橋高校威力業務妨害事件・最高裁判決

東京 平松 真二郎

1

二〇一二年七月七日、最高裁判所第一小法廷(桜井龍子裁判長)は、東京都立板橋高等学校の元教諭である藤田勝久さんに対し、同校の卒業式に来賓として招待された藤田さんが開式前に保護者に対して教職員に対する君が代の起立斉唱の強制の実態を説明し、起立しないよう呼びかけた行為(以下、「呼びかけ行為」という)及びこれにひきつづきなされた校長らによる退出要求に抗議した行為(以下、「抗議行為」という)について、「威力業務妨害罪」が成立するとして罰金二〇万円(求刑懲役八カ月)を科した原判決を是認し、藤田さんの上告を棄却する判決を言い渡した。

2

弁護士は、藤田さんの「呼びかけ行為」を威力業務妨害罪として処罰することは表現行為を処罰対象とするものであって「表現の自由」を侵害するものであり、式場からの退去要求自体が「呼びかけ行為」以前におこなった週刊誌のコピー配布行為(これは公訴事実中に取り上げられていない)と「呼びかけ行為」を端緒してなされたものであり、これに対する「抗議行為」を処罰することもまた表現行為をしたことを理由とする不利益取り扱いであって、それぞれ憲法二二条を侵害することを主張してきた。

これに対する最高裁の判断は、「憲法二二条一項も、表現の自由を絶対無制限に保障したものではありません。

なく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ意見を外部に発表するための手段であつても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない」とした上で、藤田さんの行為について「被告人の本件行為は、その場の状況にそぐわない不相当な態度で行われ、静穏な雰囲気の中で執り行われるべき卒業式の円滑な遂行に看過し得ない支障を生じさせたものであって、こうした行為が社会通念上許されず、違法性を欠くものでないことは明らかである」として威力業務妨害罪が成立すると結論付けるものであった。

この最高裁の判示から、藤田さんの行為が「誰の権利を不当に害するようなもの」であったのかをうかがうことはできない。単に、卒業式の円滑な遂行と言う学校長の職務上の権限(「人権」ではなく、「行政権限」でしかない)が脅かされること
が示されているにすぎない。

いうまでもなく行政権限の円滑な遂行によって人権が制限されることが憲法上許されることがあつてはならない。かかる判示は、最高裁の人権に対する理解が浅薄であることを示すものと言っ
ほかない。

3

むろん弁護士も藤田さんの表現の自由が絶対無制限に保障されるなどと主張してきたわけではない。藤田さんは、来賓として卒業式

に招待されており、正当な理由なく現場体育館に立ち入ったものではない。そして、体育館自体は、学校長の管理権が及ぶ場所であるとしても、卒業式当日は、一般の保護者、来賓など多数の列席者が入場することが予定されており、その者らに対して、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかな着席を求める指示などはなかったのであるから、保護者や来賓などの参列者は開式までそれぞれ自由に過ごすことが許容された空間であった。

藤田さんが週刊誌コピーの配布を始めたのが、開式の三〇分前、呼びかけ行為は、開式の一八分前のことである。これは、他の来賓が校長に先導されて体育館に入場していた時間帯である。後に予定されている卒業式の円滑な進行の妨げにならない限り、自由に過ごすことが許容された時間帯でもあった。すなわち、弁護団は藤田さんの行為は、保護者や来賓、生徒の権利を侵害するものではなく、また、時間的、空間的にも卒業式の円滑な遂行の妨げになるものではないと主張してきた。

これに対して最高裁は、「被告人が大声や怒号を発するなどして、同校が主催する卒業式の円滑な遂行を妨げたことは明らかであるから、被告人の本件行為は、威力を用いて他人の業務を妨害したものとすべき」あるいは「卒業式の開式直前という時期に、式典会場である体育館において、主

催者に無断で、着席していた保護者らに対して大声で呼びかけを行い、これを制止した教頭に対して怒号し、被告人に退場を求めた校長に対しても怒鳴り声を上げるなどし、粗野な言動でその場を喧喚状態に陥れるなどしたというものである」として「その場の状況にそぐわない不相当な態様」であるとして社会通念上許されない」として断罪するものであった。怒号、怒鳴り声、粗野な言動など感覺的な修辭語を用いて誇張した事実認定に基づく判断である。

藤田さんが行った「呼びかけ行為」及び「抗議行為」は、いずれも社会の中で行われるささやかな表現行為である。にもかかわらず、これに対して、感覺的な修辭語によって「怒号」「怒鳴り声」「粗野な言動」と評価すれば、刑事罰を科すことが許されるとした本判決によつて、「表現の自由」の保障は画餅に帰するであろう。意に沿わない表現に対しては刑事罰を用いて圧殺することが許されることになるからである。

4

藤田さんが式場から退去した後、開催された卒業式の国歌斉唱の際に、来賓として列席していた土屋たかゆき都議会議員が大声で卒業生らに起立するように命じたものの、卒業生のほとんどが着席したままであった。

本件事件は、土屋都議が、都議会本会議において、都教委に対し「生徒の着席を扇動した犯人探

し」を求めると同時に、開式前にコピー配布及び呼びかけ行為をした藤田さんを制裁することを求める質問を行い、横山教育長(当時)が藤田さんに対する「法的措置」をとることを明言したことに端を発する。

すなわち、最高裁の有罪判決は、都教委や一部政治家ら「国歌」を強制的に歌わせることを求める勢力が、卒業式の国歌斉唱時に卒業生が起立しなかった責任を、開式前に校長らの求めに応じた式場から退去していた藤田さんに負わせるという、特定の政治勢力に呼応して、公安警察、検察がでつちあげた荒唐無稽の「事件」について司法が追隨する判断を示したものである。

5

私は、五九期修習生の一月集会で、当弁護団の大山勇一会員を講師に迎え、当時第一審段階にあった本件事件を取り上げた。権力が嫌がる、権力者の意向に沿わない表現が保障されなければ、表現の自由の保障はその意義を全うできないことがテーマであった。

そして弁護士登録後、控訴審から当弁護団にかわり、「表現の自由」の点から無罪を主張してきた。これに対する最高裁の回答が、「怒号」「怒鳴り声」「粗野な言動」は処罰できるという判決であった。このような判示によつて有罪とされてしまったことは申し開きようもなく、極めて無念な結果である。

光市事件弁護士団への懲戒扇動事件に対する損害賠償訴訟最高裁判決について

広島 足立 修一（原告）

一 最高裁判決は極めて不当な判決である

二〇一二年七月二五日、最高裁判所第二小法廷（裁判長裁判官 竹内行夫 裁判官 古田佑紀 裁判官 須藤正彦 裁判官 千葉勝美）は、懲戒扇動損害賠償訴訟につき、橋下徹氏（大阪弁護士会所属・現大阪府知事、以下、「被告」という）に対する請求について、原告四名の請求を一部認容した広島高裁判決を破棄し、請求を棄却するという極めて不当な判決を行った。

法律審であるのに原審の事実認定を強引に変更し、表現の自由についてのダブルスタンダードを持ち込んだ判断であり、極めて不当な判決である。

二 事件の経緯について

光市事件差戻控訴審の審理が始まった直後の二〇〇七年五月二七日、読売テレビ放送の番組「たかじんのそこまで言うて委員会」で、弁護士が第一回公判で弁論したことを批判する番組が放映された。

この番組の中で、被告は、被告人の元少年が事実を否認していることに関し、「明らかに今回は、あの二人（弁護士団）が、そういう主張（引用者注・死後の姦淫と首にちようちよ結びした点の主張）を組み立てたとしか考えられない」、弁護士懲戒制度があることを紹介するに留まらず、「懲戒請求を二万二千とか十万人とか、……一斉に弁護士会に行つて懲戒請求かけてくださったら……弁

護士会の方としても処分出さないわけにはいかない」と発言し、原告らの名誉を毀損した上、視聴者に対し懲戒請求を扇動した。

これを受け視聴者らが懲戒請求を行い、原告ら一人当たり六〇〇件を超える懲戒請求を受けることになった。そこで原告らは、被告に対し懲戒扇動を行ったことが違法であるとして本件訴訟を提訴した。

その後、二〇〇八年三月に原告らは広島弁護士会から懲戒不相当との判断を受けた。他方で、被告は、本件懲戒扇動行為をしたことについて、二〇一〇年九月二七日、大阪弁護士会から業務停止二カ月の懲戒処分を受けている。

これについては、被告に対する懲戒請求人らが、処分が軽すぎて不当であり、「除名」「退会命令」処分が相当であるとして、係争中である。

三一審、二審では原告らが勝訴 していた

二〇〇八年二月二日、広島地裁民事二部(橋本良成裁判長)は、①名誉毀損が成立し違法となること、②懲戒扇動行為も違法行為となることを認め、原告らの主張がほぼ全面的に認められたと評価できるものであった。被告は「一審判決直後メディアの取材に答えて、原告らに対して謝罪のコメントをしたが、上級審の判断を仰ぎたいとして控訴し、また、賠償金の利息の発生を免れるためとして判決に基づく賠償金を任意に支払っていた。

二〇〇九年七月二日、広島高裁第四部(廣田聰裁判長)は、①名誉毀損は成立しないと、②懲戒扇動行為が違法行為となることを認めたものの、各原告への賠償額を減じる判決を行った。この判決に対し双方が上告した。

四 最高裁判決は事実認定を変え、 表現の自由にダブルスタンダード を持ち込んだ

最高裁は、被告が「視聴者による懲戒請求を奨励する本件呼びかけ行為に及んだことは、上記の

問題(引用者注・刑事弁護活動の根幹に関わる問題)の重要性についての慎重な配慮を欠いた軽率な行為であり、その発言の措辞にも不適切な点があった」ことを指摘した。

しかし最高裁は、法律審であるのに、原審の事実認定を強引に変更し、被告が「原告らの本件弁護活動が本件被告人に不利益な弁護活動として、懲戒事由に該当すると考えていたとみるのが相当」「原告らに対する懲戒請求に理由がないことを知りながら本件呼びかけ行為をしたとの原審の上記事実認定は、経験則に反する」とした。

しかるに、被告は、当該番組の中で「本件弁護活動が本件被告人に不利益な弁護活動」であると述べていない。被告の一審での答弁書では、「約七年もかけて認定された事実を、再度やり直しにされるのであれば、被害者遺族や社会はたまったものではない。現弁護団は被告人の利益のことしか考えていない」と述べており、最高裁こそ事実認定の経験則違背をしているのである。

その上で、最高裁は、被告が懲戒請求を扇動しながら、自ら請求をしなかった点を善解し、「本件呼びかけ行為は、懲戒請求そのものではなく、視聴者による懲戒請求を勧奨するもの」、「視聴者自身の判断に基づく行動を促すもの」、「態様も、視聴者の主體的な判断を妨げて懲戒請求をさせ、強引に懲戒処分を勝ち取るという運動を唱導する

ようなものとはいえない」と判示した。

しかし、被告の表現行為は、刑事再審制度があることを無視して、光市事件第一次最高裁判決が原判決に事実誤認がないとした判断をやみくもに擁護し、光市事件の真相を解明しようとした弁護団に対して、被害者遺族と社会に対して刃向かうものとして徹底した批判を行い、懲戒請求を視聴者に扇動したものであり、単なる表現行為を超えるものである。また被告は、本件番組の後、自らが原告らに対する懲戒請求をしていないことを問題にされたものの、結局請求していない。これは被告自身が懲戒請求すれば違法とされる可能性が高いことを自認していたと見るのが相当である。

ところが、最高裁は、上記の被告の表現行為につき、「慎重な配慮を欠いた軽率な行為であり、その発言の措辞にも不適切な点があった」としたが、「第一審原告らは、社会の耳目を集める本件刑事事件の弁護人であって、その弁護活動が、重要性を有することからすると、社会的な注目を浴び、その当否につき国民による様々な批判を受け、そのことやむを得ない」とした。被告の懲戒扇動行為から、原告らが具体的な被害を受けても受忍限度内とし、被告を免責したのは明らかに不当な判断である。

この点、最高裁(国家権力)とって不都合な言論をした場合である立川自衛隊官舎ピラ配布弾圧

事件(最高裁二小・二〇〇八年四月二日)、葛飾
ビラ配布弾圧事件最高裁判決(最高裁二小・二〇
〇九年二月三〇日)などのビラ配布に対する弾圧
事件で、表現の自由も無制約ではないとする判断
を第二小法廷が示していたことと比較しても、表
現の内容の違いによる明らかなダブルスタンダー

ドであると評価せざるを得ない。

五 これからのたたかい

光市事件弁護士団は、現在、被告と読売テレビ
を相手方として損害賠償等を求める二次訴訟を提

訴している。この裁判でも、困難なたたかいが予
想されるが、最高裁の事実誤認、ダブルスタンダ
ードを改めさせるために今後とも努力していきたい。
みなさまのご支援にご注目をお願いしたい。

地裁の不当判決をはね返し逆転勝訴の高裁判決

— 飛翔館高校(近畿大学泉州高校)解雇事件

大阪 下迫田 浩司

一 明快な逆転勝訴判決！

二〇〇九年二月一八日の大阪地裁堺支部の不
当判決以来、原告団及び弁護士団は、前の見えない
霧の中をがき苦しみながら歩いていました。二
〇一一年七月一五日、霧を吹き飛ばすような素晴
らしい逆転勝訴判決を勝ち取りました。
学校法人泉州学園が経営する飛翔館高校(現・

近畿大学泉州高校)で、二〇〇八年三月末に七名
の教員が整理解雇され、そのうち五名の教員が解
雇無効を理由とする地位確認等を請求する訴訟
を起こしました。

まさかの第一審敗訴を受け、控訴審でたたかっ
てきたところ、大阪高裁は、一審判決を取り消し、
原告五名全員の雇用契約上の地位を確認し、パッ
クペイを全額認める、完全な逆転勝利の判決をし
ました。

二 大阪高裁判決の内容

(1) 一般論

— 整理解雇の有効性に関する一般論について、判
決は、「整理解雇は、使用者の業務上の都合を理
由とするもので、解雇される労働者は、落ち度が
ないのに一方的に収入を得る手段を奪われる重大

な不利益を受けるものであるから、それが有効かどうかは、①解雇の必要性があったか、②解雇回避の努力を尽くしたか、③解雇対象者の選定が合理的であったか、④解雇手続が相当であったかを総合考慮して、これを決するのが相当である」としました。

これは従来の裁判例の一般論をほぼ踏襲したも



勝利報告を行う原告の山本六彦さん
(二〇一一年七月一五日)

のです(あえて言えば、①を「人員削減」の必要性ではなく「解雇」の必要性としているところに特色があります)。

(2) 裁判の争点

① 解雇の必要性について

まず、大きな争点の一つとなっていた「消費収支差額」を私立学校の人員削減の指標に用いることの可否について、判決は、企業会計における「収益」及び「費用」に相当するものは、学校法人会計においては「帰属収入」及び「消費支出」であるとし、学校法人においては「帰属収入」から「消費支出」を差し引いた「帰属収支差額」が採算性(収支の均衡)を示しているので、「消費収支差額」ではなく「帰属収支差額」によって収支の均衡を検討するのが妥当であるとなりました。

これは、第一審以来、私たちが一貫して主張してきたことが、やっと認められたものです。一審判決は、単に、学校法人会計基準二九条が「基本金を組み入れることを要求している」ということだけを根拠として、消費収支差額を削減人数決定の基準とすることを肯定していました。

要するに、なぜ要求しているのか、法の趣旨がわからないまま、法律に書いてあるから「何らかの意味があるでしょう」ということでした。このようないかげんな一審判決が明確に否定され、大

変すっきりとした思いです。

次に、一年前の「予算」によって計算した人員削減の方針のまま最後まで突っ走った学園のやり方についても、判決は、「予算によって計算した削減人数一八名と決算によって計算した削減人数二三名との間に五名の開きが生ずるのに、そのまま構わないというのは、もともと一八名の削減の方針自体が事実を基礎を置かない根拠薄弱のものであることを示している」と切つて捨てました。

これも私たちの第一審以来の主張がやっと認められたものです。一審判決は、解雇が決算前だからというだけの理由で、一年前の「予算」を基準として解雇人数を決定したことを安易に是認していました。さらに、解雇に際して多数の非常勤講師を新規採用したという「人の入れ替え」のための解雇について、判決は、「そもそも、人件費削減の方法として、人件費の高い労働者を整理解雇する」とともに、他方では人件費の安いほぼ同数の労働者を新規に雇用し、これによって人件費を削減することは、原則として許されないべきである」と判断しました。

その理由として、「このような人を入れ替える整理解雇を認めるときは、賃金引き下げに容易に応じない労働者の解雇を容認し、その結果として労働者に対し賃金引き下げを強制するなどその正当な権利を不当に侵害することになるおそれがある

るからである」としています。これは画期的な判断だと思えます。

② 解雇回避努力について

判決は、二〇〇七年度当初において一八名削減の必要性があるとした判断自体合理的なものとはいえないし、整理解雇前に学園の財務内容を的確に分析して合理的な人員削減計画を策定し、その一環として整理解雇もやむを得ないとの判断をするに至ったような事実を認めることはできないので、解雇回避努力の前提事項が満たされていないとしました。また、二〇〇七年度中に希望退職に応じる者や雇止めが予定されることになった者が一名生じた状況下においてもなお解雇の必要があるのかどうかを改めて検討し直した形跡はうかがわれないし、当初の予算と年度末との決算とどの程度の差が生じるのかを検討した形跡もないとして、解雇回避努力を尽くしたものと直ちにはいい難いとなりました。

③ 手続きの相当性について

判決は、「整理解雇の方針という重要なことを解雇実施予定の一か月前まで明確にせず、その後も解雇の必要性や、解雇予定人数、基準等について具体的な説明をしなかったことは、手続として著しく適正さを欠く不誠実な対応であったというほかはない」としました。

そして、「教員らの激しい抵抗は、一審被告が、

人数や基準等の具体的な内容を一切明らかにしないまま平成二〇〇二年二月終わりになって初めて整理解雇の方針のみを掲示によって明らかにしたことに対する憤りや不安の気持ちに起因するものと解され、一審被告側のとった手続が不適正であったことの裏返しと評することができる」とした上で、「本件では、一審原告らでないし本件組合と一審被告は、相手方の行動、対応を逐一批判ないし非難する傾向にあり、相互不信は根深いものと認められるから、一審被告が、その財務状況を踏まえて人件費削減の必要性を訴えても、一審原告らあるいは本件組合との間で結局話し合いは平行線をたどった可能性も否定できないものと推測される。しかし、そうではあっても、整理解雇を行う使用者は、組合ないし労働者との間で説明や交渉の機会を持つべきである。整理解雇のような労働者側に重大な不利益を生ずる法的問題においては、関係当事者が十分意思疎通を図り誠実に話し合うというのが我が国社会の基本的なルールであり、公の秩序というべきである」としました。

協議の進展の見込みが非常に疑問であったと裁判所が後から判断をすれば、説明・協議義務が十分でもよいとしていた一審判決と大違いです。

(3) 結論

判決は、以上のとおり、①整理解雇の必要性、

②整理解雇回避の努力、④手続きの相当性のいずれについても否定的に判断するのが相当だとして、③人選の合理性を判断するまでもなく、本件整理解雇は、全体として客観的に合理的な理由を欠いた社会通念上不相当なもので、本件整理解雇は、解雇権を濫用したものととして無効であると結論付けました。

三 今後のたたかい

この高裁判決によってたたかいの流れが大きく変わったことを感じます。解雇後すでに三年以上もの年月が経っていますが、特に負けるはずがないと信じていた第一審の大阪地裁堺支部で二〇〇九年二月一八日に敗訴して以来、ずっと苦しいたたかいが続いています。

学園側は上告及び上告受理申立てをしてみましたので、たたかいはまだまだこれから続きます。ただ、今回の高裁判決によって、今後のたたかいにとって大きな礎ができたと思います（弁護士 戸谷茂樹・山崎国満・岸本由起子・十川由紀子・下迫田浩司）。

裁判員制度の「見直し」、震災・原発問題などを議論

司法修習生の給費制の復活・存続を求める決議を採択

二〇一一年度第二回常任委員会が、九月二日・三日、青森市・アスパムで開催された。参加者は六支部二四名。会議では、司法改革問題をはじめ、憲法課題 修習生・法科大学院生・学生支援、震災・原発問題について活発な討論が行われた。また、「改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を求める決議」(別掲)が採択された。

一 司法改革問題

まず本部司法改革問題対策委員長の立松彰会員(千葉)から、裁判員制度「三年後検証」について、日弁連がまとめようとしている意見書についての問題点の詳細は「青年法律家」No四八七号(別掲)に掲載予定の立松会員の所感に整理されているが、①意見の一致をみた論点のみ取りあげられ、

論点整理であげられていた重要論点が落とされている、②裁判員裁判についての現状認識の記載がないことの問題が指摘され、被告人の防御権、弁護権を守る立場から裁判員裁判を検証するには、各単体会で問題意識をもった議論を展開することが必要であるとの提起がなされた。

続いて米倉勉会員(東京)から、裁判員「三年後検証」について、裁判員制度を導入するに当たり、問題点が多いから導入すべきではないという

意見も、問題はあるがまずは導入した上で検証すべきだという意見もあった。問題がないという意見はなかったはずだ。しかし、日弁連の意見書では、「意見の一致」を見たもののみとりあげられることによって、あたかも問題点がないかのような整理がされてしまっている。裁判員法付則九条の「見直し」にふさわしい検討をするためには、意見の一致する論点だけを見直すのではなく、さらに広範な論点を検討する必要がある。その前提として守秘義務の軽減を先行させ、評議の実態を把握する必要がある。また裁判員制度とあわせて、先行して導入された被害者参加制度が、感情を法廷に持ち込む相乗効果を果たしている。少年事件については少年保護の観点が抜け落ち、社会記録が

まったく審理の対象になっていないという問題があるとの指摘がなされた。

さらに米倉会員から、裁判員裁判の様子を詳細にレポートした梶原利之会員(千葉)の報告(青年法律家No.四八六号)が被害感情渦巻く法廷でのつるし上げのような状況を鋭く告発している旨の補足があった。

意見交換では、北村栄会員(あいち)から、二〇一一年一月に担当した複雑な事件では、短時間で犯罪心理鑑定に関する尋問を行うことを余儀なくされ、十分に意を尽くすことができなかった。

裁判官は事件の本質を理解していない補充尋問をしたが、裁判員は量刑を迷ったといったこの記事が掲載されており救われたとの体験が報告された。泉澤章会員(東京)は、裁判員裁判の問題点を指摘する場合に留意すべきは、裁判官のみの裁判が正しいという前提にしないことであり、裁判官裁判の悪いところに裁判員が引つ張られることが問題だという観点が重要だ、裁判員を量刑に関与させることの問題を指摘するなら、訴訟経済上の観点から量刑検索システムを利用するという点でも足りるのではないかとの提起がなされた。

そのほか担当事件における裁判官の訴訟指揮の問題点や裁判員の少年に対する見方をどう克服するかなどの経験と問題点の指摘が相次いだ。また被害者参加弁護士としての経験で、被害者には法

廷で感情をむき出すように指導されているとの報告もあった。

二 憲法課題

冒頭、本部憲法委員会から平松真二郎会員(東京)が『つくる会(自由社版)』及び『教科書改善の会(育鵬社版)』歴史・公民教科書の採択に反対する声明』が執行されたことが報告され、拍手で事後承認がなされた。

次に憲法委員会委員長の大山勇一会員から、教科書採択の状況について、沖縄県の八重山地方では、『つくる会』教科書が採択されるのではとの懸念があったが、住民の世論の力で、竹富町では東京書籍の教科書が採択されるなど、教科書の採択についても傾向は一概には図れず、油断できないが、悲観する状況でもないことが報告され、金子祐子会員(神奈川)、星野文紀会員(神奈川)から、『つくる会』教科書採択に反対した地域の運動の経験が報告された。

続いて林治会員(東京)が生活保護切り下げの動きについて報告し、有期保護の導入が検討されているが憲法違反のおそれがあること、生活保護受給者の多くが精神的なものも含め何らかの疾患を抱えている現状で、医療費の一部有料化すると重症の人ほど負担が増えるとの危険性の指摘が

なされた。最低賃金と生活保護の逆転現象について、最低賃金の向上の主張が生活保護基準の切り下げにつながらないかとの懸念が表明されたが、逆に国民全体の運動に発展させるためには最低賃金と生活保護水準の矛盾はどんどん明らかにする必要があるとの意見が出された。

また、大山会員から、日比谷派遣村行動に触発され、二年ほど前から派遣村活動を続けている旨の報告がなされた。遠地靖志会員(大阪)からは、大阪の日の丸君が代条例の問題に関する報告があった。

そのほか、平松会員から憲法を取り巻く情勢として、馬毛島問題、選挙制度問題、中国問題についての報告がなされた。

意見交流では、津田二郎会員(東京)が定数比較でアメリカの連邦議会の議員数が比較対象とされるが本来は各州議員の総数の比較をしないと誤導されるのではないかと提起があったほか、遠地靖志会員(大阪)から泉南アスベスト事件の大阪高裁判決の報告などがなされた。

三 修習生・法科大学院生・学生支援

1 修習生・法科大学院生支援について

本部修習生委員会の津田二郎会員(東京)から、

各期別の修習生の状況について報告がなされた。新六四期修習生による七月集会は三五〇名の参加を得て成功を取れていることが報告された。新六五期修習生に対しては、すでにプレ研修を実施しており、さらに九月八日の合格発表時に合格祝賀会及び二月一〇日実施予定の四団体事務所説明会の宣伝を予定していることが報告された。

法科大学院生支援として、八月二十七日に法科大学院生部会の総会が行われ布川事件の学習会が実施されたほか、学生セミナー（国立療養所栗生楽泉園訪問）が実施されたことが報告された。

各地の修習生支援活動として、金子祐子会員（神奈川）から、横浜修習者を対象に二度の学習会を開催し、横須賀軍港ツアーに一五名程度の修習生が参加予定であることが報告された。

さらに加藤悠史会員（あいち）から、今後、入所希望者と事務所とのマッチングの必要性が報告された。また、愛知県内では入学者減による法科大学院の選別が始まっていることが報告された。

引き続き、佐野就平会員（京都）から、ビギナーズネットを中心とした給費制維持の取り組みが報告された。

遠地会員からは、大阪支部では月一回の支部例会への参加呼びかけと昼食会を行っており、去年と比較すると入所先が決まっている修習生が多いことが報告された。法科大学院生に対しては新司

法試験終了後に学生ゼミを四回開催し、それぞれ三〇名程度の参加を得ていることが報告された。

林治会員（東京）から、八月二十七日に実施された法科大学院生部会の総会に二九名の部会員が参加したこと、今後は部会員自身が主体となって企画を実行することが望まれることが報告された。

2 給費制維持の取り組み

津田会員から、法曹の養成に関するフォーラムでは新六五期修習生から貸与制に移行する議論が進んでいるが、民主党内の法曹養成制度検討プロジェクトチームでは給費制維持の動きもあり、運動を強めていく必要があるとの訴えがなされた。

各会員の発言の後、「改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を求める決議（案）」について討議し、満場一致で採択された。

四 東日本大震災・福島原発事故をめぐる問題

1 東日本大震災をめぐる対応

冒頭、弁学合同部会震災プロジェクトチーム（以下、「震災PT」という）の座長である森孝博会員から、八月二十六日・二十七日に震災PTと千葉支部、東京支部が共同して行った千葉県旭市の現地

調査及び相談会について報告があった。

被災地としては東北三県だけでなく旭市も、津波による被害のほか、液状化による建物損壊も目立つ地域であり、被災地として目を向けていく必要があることが報告された。

また、森会員から、国による災害復興のスキームは市町村の壊滅を想定したスキームであり、費用負担を含め県や国と市町村の役割分担を明確にし、住民本位の復興をめざす必要が指摘された。あわせて、震災PTとして旭市議会議員を通じて復興計画への提言やモデルプラン作りへの関与を模索していること、今後、北茨城市への調査・相談活動を行う準備を進めていることが報告された。

鳥海準会員（東京）から、三青会（全国青年税理士連盟・全国青年司法書士協議会・青法協弁学合同部会）に加えて土地家屋調査士にも参加していただき震災対応の取り組みを進めていることが報告された。

立松会員からは、千葉県弁護士会の相談活動が続いているが、当部会でも被災地で腰を据えた活動が必要であるとの訴えがなされた。

2 福島第一原発事故をめぐる問題

北村会員から、当部会など五団体が主催する福島原発災害連続講座への出席の呼びかけがなさ

れ、脱原発の声がテレビで取り上げられないが、これは原発推進勢力の巻き返しであり、エネルギーの民主化が必要との訴えがなされた。同会員からは、上関原発反対闘争を描いた映画「ミツバチの羽音と地球の回転」が必見の映画であると紹介された。

また、米倉会員からは、除染が話題に上っているが、除染の際に作業者が被曝する恐れに目が向けられていないとの問題提起がなされ、一方で「除染をすれば居住が続けられる」として避難が後手に回っていることが問題であり、除染の時期と方法が今後の検討課題となるとの訴えがあった。あわせて、福島県の広田次男会員を中心に、福島原発被害弁護団を立ち上げる準備が進められてお

青法協弁学会合同部会二〇一一年度第二回常任委員会◎決議

改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を求める決議

【決議の趣旨】

今秋、司法修習生の給費制の復活、存続を内容とする法改正が行われることを求める。

【決議の理由】

1、本決議を表明する経緯

(1) 平成二六年の裁判所法改正により司法修習生の給費制度が廃止され、本年二月一日から施行されるとされていたところ、第一七六回国会で、「裁判所法の一部を改正する法律案」が提出され、二〇一

るが、除染の際に作業者が被曝する恐れに目が向けられていないとの問題提起がなされ、一方で「除染をすれば居住が続けられる」として避難が後手に回っていることが問題であり、除染の時期と方法が今後の検討課題となるとの訴えがあった。あわせて、福島県の広田次男会員を中心に、福島原発被害弁護団を立ち上げる準備が進められてお

り、九月一九日福島県いわき市で相談活動を行い設立準備会が開催されることが紹介された。これらの討議を受けて、有志がそれぞれの弁護士団に参加し、震災対応への取り組みを強化していくことを確認して討議は終了した。

(文責 津田一郎・平松真一郎)

〇年一月二六日、同法案が可決された。「裁判所法の一部を改正する法律」は、「法曹志望者が置かれている難しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度における財政支援に対する在り方を見直し」、「平成二三年一〇月三二日まで

の間、暫定的に、司法修習生が、その修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度」を内容とする。ただし、この改正法が成立する

際には、衆議院法務委員会で、「政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。一改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。二法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」という決議がなされていた。

(2) 当部会は、司法修習生に対する給費制度は復活させるべきとの立場を取っており、一般の給費制度廃止の裁判所法施行に反対し、そのために「被害者はあなたく司法修習生『給与貸し出し』がやってくる!」パンフレットを作成し、その普及を行うとともに、司法修習生に給与の支給継続を求める市民

連絡会にも参加してきたところであり、この立場から上記法改正も歓迎した。

(3) 今般、上記改正法の決議も受けて、内閣官房長官や法務大臣らが共同して、「法曹養成に関するフォーラム」(以下、「フォーラム」という。)を開催した。そのフォーラムのとりまとめとしては、「貸与制先にあるべき」の議論が進められている。「フォーラムは、二〇一二年八月三日、「給費制」について、制度終了を迎える一月で打ち切り、返済義務のある貸与制に移行することが大勢である」とりまとめられた。低所得の修習修了者の負担を軽減するため、政府は返済を最長五年間猶予する裁判所法の改正案を臨時国会に提出する」と報道されている。

当部会は、フォーラムのとりまとめの内容を以下のとおり批判し、改めて給費制度の存続を行うべしとの意見を表明するものである。

2、フォーラムの議論の問題点

(1) フォーラムは、給費制の問題については、まともな議論が行われたとはいえない。

① 例えば、五月二十五日に開催された第一回では、法曹養成制度の改善のために実りある会議をして欲しいという江田法務大臣の挨拶があった直後、佐々木毅座長は、給費制問題に関し、八月末までに検討結果を第一次報告としてとりまとめるといふことについて、「与件といましよう

か、与えられた条件でございます」と述べてこの方向でまとめた。櫻井財務副大臣は、「正直申し上げまして、昨年、迷惑をこうむった省庁でございます。」「前回のことも、基本的にきちんと国会で議論されたとは私は思っておりません。」などと述べている。七月二三日の第三回では、最高裁判所の菅野審議官が、「昨年は、…議員立法によりこれに遡及的に延期するという正に異例の事態が起こり、現場には大きな影響が生じて、その対応には苦慮することになりました。今回は昨年と異なり、正にこういうお忙しい委員の先生方をお迎えしてこのようなフォーラムで議論していただくという大変貴重な機会が設けられているわけですので、私どもとしてもそういう意味では安心していただいております。是非このフォーラムで早期にきちんとした結論を出していただけるようお願いしたいと申し上げます。」と述べている。

このように、フォーラムでは、まず、スケジュール面で、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について十分議論しようという姿勢がもともとなかった。さらに、昨年の給費制度の議論をきちんとした議論ではなかったと切り捨て、国会が決めたことを堂々と「迷惑をこうむった」「対応に苦慮した」などと切り捨てる発言が横行している。

これは、「はじめから貸与制前提」の立場で、

不十分な議論しかしないことを予定していたと考えざるを得ない。

② 給費制の問題が中心的に議論された七月二三日の第三回では、弁護士収入調査に基づいて、「相当高額の収入を得ている弁護士が多いという経済調査の結果のもとで、将来高収入が得られることが見込まれる司法修習生について一律に給費を行うということには疑問が生じないであろうか」「最初はなかなか大変だけれども、五年、七年、八年となっていくと、収入のレベルはそこそこなのかという感じがしております。貸与制であったとしても、その返還額は十分返済が可能な範囲内ではないかと思われまます」といった議論が横行した。その結果、給費制は廃止というとりまとめとなっている。

ここでは、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について、ほとんどと言つていいほど議論がなされていない。むしろ、弁護士の収入のみの議論しかしないという意識すら窺われる。しかも、その際参考にされた弁護士の収入資料も、回答数が少なく、ここからただちに給費制不要との結論を導くことができるものではない。さらに、正確を期した二回目のアンケートの結果は討議の対象とされていない。将来的にはさらに厳しい収入減も予想されていることも看過されている。

(2) このようにフォーラムの議論は、結論とスケジュ

ールが先にありきで、まともな議論がなされたとはいえない。

もともとフォーラムが「法曹養成全体を議論する場」として始まったのなら、給費制度もそうした全体の中で位置づけられるべきである。フォーラムの内他の論点との関係で十分に時間を取って議論をすべきである。もし予算措置との関係で時間的制限があるというのなら、今年度はどうしても決着をつけなければならない必然性はないのであるから、フォーラムが終わるまでといった再度の猶予措置をとつた上で、来年度以降のあり方を議論するのでもかまわないはずである。

3、議員立法で改正法を

以上を踏まえ、司法修習生の給費制の存続には厳しい情勢になっている。しかし、議論が不十分なまま、性急に貸与制の導入と結論づけるべきではない。司法修習生の給費制は、国民の資源によって司法修習生に司法修習に専念させ、司法制度の一翼を担う法律家の公的使命を学び取ってもらう制度であり、その廃止は、司法修習生の経済的打撃にとどまらず、公的使命について十分な自覚を持たないまま、自らの経済的利益を公的使命に優先させる法曹を生むことにつながり、国民的損失をもたらすものである。この給費制の意義は、仮に法科大学院生に経済的支援が

あったとしても、変わるものではない。しかし、司法修習生の給費制度については、制度そのものの存在や意義が十分に国民に認知されているとはいえず、他方で、経済的に余裕のある者の贅沢な要求であるかのとき偏見も根強く存在している。

今こそ、司法修習生の給費制度の存在とその意義を、広範な市民に知ってもらい、司法修習生の給費制度の復活を求める国民的世論を形成すべき時である。かかる議論に基づき、今秋の国会の審議において、給費制の復活、存続を内容とする法改正が行われるべきである。

当部会は、上記のパンフレットの普及や、市民連絡

会への参加等をはじめとした、司法修習生の給費制度復活のための活動に、これからも一層尽力することを表明する。

二〇一二年九月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回常任委員会



永く青法協本部で事務局として我々の活動を支えてくれた土居美登さんがこの八月でお辞めになった。土居さんと『青年法律家』づくりを始めた頃の写真を取り出して見た。「ワァーみんな若い」いつかこの日が来ることはわかっている、土居さんが本部に居る風景にあまりに慣れていた私には、土居さんのいない青法協の日常が受け入れられない。月例の広報委員会では土居さんの手際でいつの間にか次号の企画が出来上がり、かつてのような発行の遅れ

もなく、会員に『青年法律家』が届くようになったが、土居さんの功績大である。何となくとつきにくい感じの土居さんではあるが、根は陽気で楽しい。三〇年近く一緒に思い出で、広報委員全員が我が家に集まり、仮装クリスマスパーティーで大騒ぎした日が、今では懐かしい。

土居さんには大好きなフランスの郊外を旅して、英気を養って欲しい。そして来年一〇月には五〇〇号を迎える我が『青年法律家』の成長をこれからもあたたかな目で見守って欲しい。メルシー土居さん。
(宮本 智)